

# 第Ⅲ部

## わが国の防衛のための諸施策

### 第3章

#### 国際的な安全保障環境の改善

- 第1節 国際平和協力活動への取組
- 第2節 安全保障対話・防衛交流の推進
- 第3節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組



# 第1節 国際平和協力活動への取組

第3章

第3章 国際的な安全保障環境の改善

今日の国際社会は、国際テロ、大量破壊兵器などの拡散、複雑で多様な地域紛争、国際犯罪といった地球規模の問題に直面しており、わが国から遠く離れた地域で発生した事態であっても、わが国にその脅威や影響が及びうることが懸念されるようになった。

グローバルな脅威への対応は、一国のみでの解決が困難であり、また、軍事面のみならず、さまざまな分野でのアプローチが必要であり、国際社会が一致、協力して取り組むことが必要であると認識されている。

防衛大綱では、国際社会の取組を踏まえ「国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること」を、わが国の防衛とともに、安全保障の目標として掲げている。これを受け、わが国は政府開発援助(ODA)の活用を含めた外交努力を推進するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組むとしている。

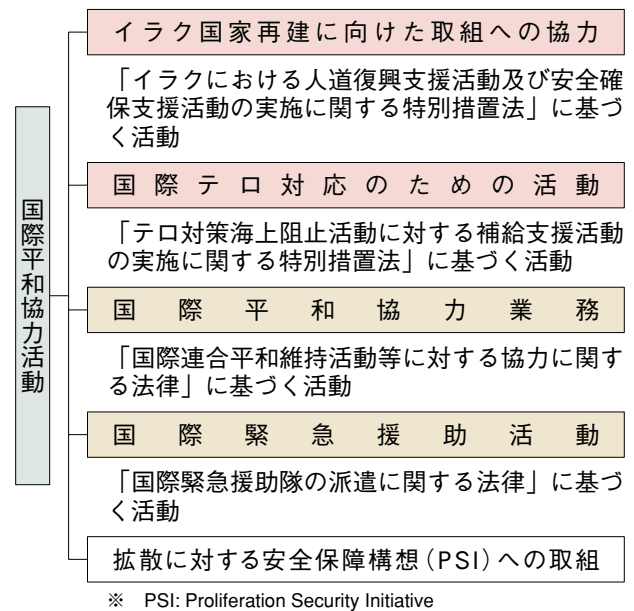
また、昨年1月の省移行にあわせて、自衛隊の任務の位置付けが見直され、国際平和協力活動は自衛隊の本来任務として位置付けられた。

参照 > Ⅱ部1章4節2 (P97)

本節では、防衛大綱を踏まえた今後の防衛省・自衛隊における国際平和協力活動への取組とその内容について説明する。

(図表Ⅲ-3-1-1 参照)

図表Ⅲ-3-1-1  
自衛隊が活動を行っている国際平和協力活動



## 1 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

### 1 わが国の国際平和協力活動への取組の変遷

湾岸戦争は、わが国による軍事面での国際協力の必要性について認識させる大きな転換点となる出来事であった。湾岸戦争後の91(平成3)年、わが国の船舶の航行の安全を確保するため、海上自衛隊の掃海部隊がペルシヤ

湾に派遣された。これは、被災国の復興という平和的、人道的な目的を有する人的な国際貢献策の一つとしての意義を有していた。また、翌92(同4)年には、国際平和協力法<sup>1)</sup>が制定され、同年9月、初の国連平和維持活動として、陸上自衛隊の施設部隊がカンボジアに派遣された。以来、防衛省・自衛隊は、さまざまな国際平和協力活動

1) 正式名称は「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)」  
<[http://www.pko.go.jp/PKO\\_J/relatedbill/index.html](http://www.pko.go.jp/PKO_J/relatedbill/index.html)>参照

などに参加し、国際的な安全保障環境の改善に主体的かつ積極的に取り組んでいる。

こうした中、01（同13）年の9.11テロを受けて、旧テロ対策特措法<sup>2</sup>が制定された。また本年1月には補給支援特措法<sup>3</sup>が制定され、これらに基づき、海自はインド洋において補給活動を実施してきている。また、03（同15）年にはイラク人道復興支援特措法<sup>4</sup>が制定され、陸自は、イラクにおいて医療、給水、学校・道路など公共施設の復旧・整備を行った。現在も航空自衛隊が、クウェートを拠点にイラク国内への人道復興関連物資などの輸送を行っている。

（図表Ⅲ-3-1-2 参照）



海自艦艇「おうみ」派遣に際し、訓示を行う  
秋元前政務官

## 2 国際平和協力活動に適切に取り組むための体制

自衛隊が国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進める必要がある。本年3月には陸自において中央即応集団隷下に、中央即応連隊を新編し、国際平和協力活動への派遣が決定された場合に、速やかに先遣隊として派遣予定地における準備を実施できる体制を整えた。また、ローテーションにより方面隊などを指定し、要員指定を行うほか、装備品や輸送能力を整備するなど、国際平和協力活動に迅速かつ確に対応できる体制をさらに強化している。また、現在、国際平和協力のためのいわゆる「一般法」に関する議論が行われており、今後の重要な課題であると考えている。

参照 > Ⅱ部1章4節3（P98）

## 3 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康

を確保して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、非常に重要である。

このため、防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動などで海外に派遣される隊員が心身ともに、安んじて職務に専念しうるよう隊員と留守家族の精神的不安を緩和する各種施策を行っている。

たとえば、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、国際電話、テレビ電話、電子メールなどにより、派遣隊員と家族が直接会話などできる連絡手段の確保や、隊員および留守家族双方に対するビデオレターの提供などを行っている。また、家族説明会などを通じた情報提供や、家族支援センター・家族相談室などを設置し各種相談に応ずる態勢をとっている。

また、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前にストレスの軽減に必要な知識を与えるため、講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けた隊員を配置するなど、隊員の精神面のケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、状況に応じて本国からの専門的知識を有する医官などの派遣や帰国治療をさせる態勢を整えている。

2) 正式名称は「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置および関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）」  
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/index.html>>参照

3) 正式名称は「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成20年法律第1号）」  
<[http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/kyuuyu\\_sinpou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/kyuuyu_sinpou.pdf)>参照

4) 正式名称は「イラクにおける人道復興支援活動および安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号）」  
<[http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq\\_h.html](http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq_h.html)>参照

図表Ⅲ-3-1-2 国際平和協力活動関連法の総括的な比較

項目	国際平和協力法	イラク人道復興支援特措法	補給支援特措法
目的	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国家の速やかなる再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること	○ 国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与 ○ わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の4（6章）に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 国連平和維持活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動	○ 補給支援活動
活動地域	○ わが国以外の領域（公海を含む。） （紛争当事者間の停戦合意および受け入れ国の同意が必要）	○ わが国領域 ○ 外国の領域（当該外国およびイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要）（注1） ○ 公海およびその上空（注1）	○ わが国領域 ○ 外国（インド洋沿岸国などに限る）の領域（当該外国の同意が必要）（注1） ○ 公海（インド洋などに限る）およびその上空（注1）
国会承認	○ 自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議（注2）	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）	（注3）
国会報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて遅滞なく報告	○ 実施計画の内容などについて遅滞なく報告

（注）1 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。  
2 国会が閉会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。  
3 法律上、①活動の種類および内容を補給のみに限定。②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても規定していることから、その活動の実施にあたり、重ねて国会承認を求めるまで必要ないと考えられるため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

## 2 イラク国家再建に向けた取組への協力

### 1 イラク国家再建に向けたわが国の取組の経緯と意義

イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、03（平成15）年5月以降、安保理決議第1483号<sup>1</sup>およびそれに引き続き安保理決議を採択し、イラクの復興支援に積極

的に取り組んでいる。イラクの再建は、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、わが国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。このため、わが国は、同年7月に成立した、イラク人道復興支援特措法に基づき、同年12月以降、自衛隊の部隊を順次、

1) 米英軍の占領軍としての特別な権限・義務を確認し、国際的に承認されたイラク国民による政府が設立されるまで、「当局」に領土の実効的な施政を通じてイラク国民の福祉を増進することを要請するとともに、イラク国民に対する人道上の支援、イラクの復興支援を行うこと、同国の安定と安全に貢献することを国連加盟国に要請している。

# COLUMN

VOICE

解説

Q&A

## インド洋における補給支援活動に従事した隊員の声

海上自衛隊 護衛艦むらさめ

1等海曹

かいたかひで  
甲斐貴秀

(現所属：第21航空隊)

私は、SH-60K哨戒ヘリコプターの航空士として護衛艦「むらさめ」に乗艦し、インド洋における補給支援活動に従事しました。

補給支援活動におけるヘリコプターの主な任務は、補給艦の針路上の偵察および船舶の監視です。これは実任務下の飛行であり、実弾の搭載や防弾チョッキの着用、防弾座席の装備など、ふだんと異なる特殊な装備を施し、不測の事態に備えたものです。海域の気象および海象は日本と大きく異なり、特に炎天下では、機内温度が40℃を優に超え、熱中症にかかるおそれがあるため定期的に水分を補給するなど、日本国内では考えられない注意が必要でした。さらに、2、3日ごとに発生する砂嵐や高温、高湿度は、航空機の機器に悪影響を与えるため、非常に神経を使いました。

私にとって、はじめてのインド洋派遣であり、慣れない環境下ではいろいろと苦労がありました。しかし、第1回目の支援活動においてパキスタン海軍の艦艇に給油を行った際、この艦艇が日の丸を掲げ、艦内では「君が代」を流して、海上自衛隊による支援活動の再開を喜んでくれたことを知り、我々の活動が国際平和協力に役立っていることを感じると同時に身の引き締まる思いがしました。そして、世界の一員として、協力国と同じく汗を流すことが、日本の国益につながると肌で実感した瞬間でもありました。



護衛艦「むらさめ」艦上での甲斐1曹（インド洋）



補給艦「おうみ」からパキスタン艦艇への洋上補給  
(08（平成20）年2月21日）

現地に派遣し、政府開発援助による支援と連携しながら、人道復興支援活動を行ってきている。

また、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラク国内の安全と安定を回復する活動の支援（安全確保支援活動）も行っている。

わが国の支援活動は、イラクを平和で民主的な責任ある国家として復興することを支援するものであり、将来にわたるイラクとわが国の良好な絆の礎となるものであ

る。また、これは、中東地域全体の安定に寄与するのみならず、石油資源の約9割をこの地域に依存しているわが国にとって、国家の繁栄と安定に直結する極めて重要なことでもある。

また、わが国がイラクにおいて人的貢献を行い、米国とともにイラクの復興のために活動することにより、日米両国はますます強固な信頼関係で結ばれることとなり、このような活動は、日米同盟の強化にも寄与している。

こうしたイラクの国家再建に向けたわが国の協力は、国際社会とイラク国民から高い評価を受けており、わが国に対する信頼の向上のみならず、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性あるものとする上で有意義である。



イラク人道復興支援活動に向かう航空機を見送る隊員

## 2 イラク人道復興支援特措法と基本計画の概要

### (1) イラク人道復興支援特措法の概要

わが国は、これまでの復興支援の成果を着実に根付かせるとともに、イラクとの幅広い長期的なパートナーシップの構築に向け取り組んでいくことが重要であると考えている。イラク人道復興支援特措法は、わが国がこのような国際社会の取組に主体的・積極的に寄与するため、国連安保理決議第1483号などを踏まえ、人道復興支援活動および安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資することを目的としている。

また、多国籍軍の権限をイラク政府の要請に基づき1年延長する国連安保理決議第1723号が06（平成18）年11月に採決されるなど、国連および多国籍軍が依然イラクへの支援を継続していることも踏まえ、わが国は昨年6月に法律の効力を09（同21）年7月31日まで2年間延長することとした。

（図表Ⅲ-3-1-3 参照）

図表Ⅲ-3-1-3 イラク人道復興支援特措法における活動の内容

区分	活動の内容
人道復興支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療</li> <li>○被災民の帰還の援助、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、被災民の収容施設の設置</li> <li>○被災民の生活またはイラクの復興を支援する上で必要な施設・設備の復旧・整備、自然環境の復旧</li> <li>○行政事務に関する助言または指導</li> <li>○人道的精神に基づいて被災民を救援もしくは被害を復旧するため、またはイラクの復興を支援するために実施する輸送、建設、補給など</li> </ul>
安全確保支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国連加盟国が行うイラク国内における安全および安定を回復する活動を支援するためにわが国が実施する医療、輸送、補給など</li> </ul>

(注) 1 — は自衛隊が実施する（した）活動を示す。  
 2 イラクで陸自派遣部隊が行っていた給水活動は、上記の人道復興支援活動の「補給」に含まれる。

図表Ⅲ-3-1-4 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要

実施事項	実施概要	
人道復興支援活動	種類と内容	人道復興関連物資などの輸送
	区域の範囲	クウェートおよびイラク国内の飛行場施設（航空機）
	自衛隊の部隊などの規模および構成並びに装備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○輸送機その他の輸送に適した航空機8機以内とこれらの航空機の運行などに要する人員</li> <li>○安全確保に必要な数の拳銃、小銃および機関拳銃など</li> </ul>
	派遣期間	09（平成21）年7月31日までの間
安全確保支援活動	人道復興支援活動に支障をおよぼさない範囲の安全確保支援活動として、医療、輸送、保管、通信、建設、修理、整備、補給、消毒を実施することができる。	

## (2) 基本計画の概要

基本計画は、イラク人道復興支援特措法に基づき、わが国が行う対応措置に関する基本方針、活動の種類・内容、実施区域の範囲などを規定したものである。政府は、03（同15）年12月、国際社会の責任ある一員として、わが国にふさわしい活動を行っていきべきと判断し、基本計画を閣議決定した。基本計画に示された派遣期間は当初1年間とされていたが、イラク情勢などを踏まえ、わが国の主体的判断として派遣期間の延長、陸自部隊の撤収や空自の国連支援任務などについて計10度にわたり基本計画の変更を行った。

参照 > 資料44 (P369)

(図表Ⅲ-3-14 参照)

## 3 自衛隊の活動

自衛隊は、03（平成15）年12月から、イラク人道復興支援特措法に基づき、困難な状況におかれた住民のため、医療、給水、学校・道路等公共施設の復旧・整備および人道復興物資等の輸送などの支援を行い、イラクの自主的な国家再建に向けた取組に寄与してきた。06（同18）年6月、政府は、ムサンナー県において、イラク人自身による自立的な復興の段階に移行したものと判断し、約2年半におよぶ陸自の部隊による活動を終えた。

参照 > 資料46～47 (P372～373)

一方で、空自の部隊は、国連事務総長から要請のあった国連に対する空輸支援や、多国籍軍に対する空輸支援を継続するため、現在も活動中であり、引き続きイラクの復興および安定に協力している。本年7月2日までの輸送実績は、輸送回数729回、輸送物資重量約603.6トンである。自衛隊による人的貢献と政府開発援助による支援は、「車の両輪」として進められ、目に見える成果が生まれており、イラクをはじめとする国際社会から高い評価を得ている。

また、イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動を行う上で必要な情報収集や各種調整を行うため、米

国フロリダ州の米中央軍司令部やバグダッドの多国籍軍司令部に連絡官など<sup>2</sup>を派遣している。

## 4 日本の取組に対する各国などからの評価

わが国のイラクの国家再建に向けた取組に対して、イラク、その他海外から次のような評価や感謝が表明されており、サマーワの地元紙「ウルク」と朝日新聞が現地住民を対象として行った共同アンケート調査（06（平成18）年8月）でも回答者の約7割が支持を表明した。

### (1) イラクにおける評価

イラクのマーリキー首相は、安倍総理（当時）に宛てた昨年3月12日付の書簡において、イラクが復興と再建の道を進めていく努力において、空自が国連と多国籍軍のために空輸を行うことが主要かつ死活的役割を果たしており、支援の更新の検討を要請する旨述べるとともに、昨年4月の訪日時には、空自の活動は、我々に勇気を与えるものであり、日本のイラクへの貢献に感謝する旨述べた。

### (2) 国連からの評価

潘基文<sup>パン・ギムン</sup>国連事務総長は、昨年3月、安倍総理（当時）に宛てた書簡の中で「日本による空輸支援は、特にUNAMIエルビル地域事務所に対する支援上、大変重要なものとなっております。」と日本の空輸支援に対して、感謝の意を述べた。

また、カジ事務総長イラク特別代表は、昨年3月、イラク臨時大使宛の書簡の中で、空自の支援を評価するとともに、活動の継続を要請した。

### (3) 諸外国の評価

ブッシュ米大統領は、06（平成18）年6月の小泉総理（当時）との日米首脳会談において、アフガニスタンおよびイラクにおける日本の人道復興支援、ならびにインド洋において活動する各国軍に対する日本の支援を賞賛した。

2) 連絡官などは、派遣先において活動地域の情勢などの情報収集や、人員・物資の受け入れ、物資の調達・輸送などの連絡調整業務を行い、現地で活動する部隊の円滑かつ効率的な運用に寄与している。現在、米中央軍司令部に統幕が連絡官を派遣しているほか、バグダッドの多国籍軍司令部に空自が連絡班を派遣している。

また、04（同16）年7月、ライス米国務長官が訪日し、イラクおよびアフガニスタンにおける日本の貢献を高く評価するとともに「日本が、イラク国民に対して素晴ら

しい支援を行っている。」と述べた。

さらに、ラムズフェルド米国防長官（当時）は、06（同18）年1月の額賀防衛庁長官（当時）との日米防衛首脳

## COLUMN

VOICE

解説

Q&A

### イラク人道復興支援派遣輸送航空隊で勤務した隊員の声

航空自衛隊 第1航空団基地業務群衛生隊

2等空佐

さかうち ひとし  
坂内 仁

（当時：イラク人道復興支援派遣輸送航空隊衛生隊長）

派遣部隊から帰国する隊員達の誇りと充実感に満ちた顔がとても印象的で、「自分も貢献したい。」と思い、派遣を希望しました。

私は、衛生隊長として隊員の医療を含めた健康管理を担当しました。衛生隊は、診療（医科、歯科）のほか、身体検査や救命法などの隊員教育、メンタルヘルスケアも担当。また、不測事態や急患の発生に即応できる態勢を維持していました。しかし、気の休まらない毎日で、特に医療担当の医官（副隊長）は1名で、彼の4か月間は心身共に大変だったと思います。

現地では、米空軍医療群との救護訓練にも積極的に参加することができました。日本ではめったにできない他国と連携した不測事態対処訓練は貴重な経験でした。米空軍の医療班とは言葉の壁（笑）もありましたが、顔をつき合わせた訓練のおかげで、強い信頼関係を構築できたと思います。その結果、急患発生の際には、診察や搬送にも快く協力してもらえました。

今回、国際平和協力活動に従事できたことに誇りを感じます。また、何より不在間の業務を補佐してくれた部下や、さらに、派遣を決心する際、快く応じてくれた家内と親戚の協力にもとても感謝しています。



歯科診療中の坂内2佐

航空自衛隊 第1輸送航空隊整備補給群本部

2等空曹

のむらまさひろ  
野村雅裕

（当時：イラク人道復興支援派遣輸送航空隊整備隊）

派遣先のクウェートのアリ・アル・サレム基地は、周囲360°見わたす限りの砂漠。砂嵐が舞う荒野、乾燥した気候や強い日差し、さらに昼夜で約40℃もある激しい気温差など、これまでの自分には全く別世界でした。

ここでの勤務はもちろん志願です。国際社会の一員として、イラクの復興や中東の安定という任務に就きたかったのが理由です。

自分は、C-130H輸送機の整備統制要員として、効率的な整備を実施するため、整備計画を作成し、各整備員に作業を割り当て、航空機の可動状態を維持・管理する業務を行っています。

自分が一番やり甲斐を感じるのは、自分や仲間が整備したブルーグレーのC-130H輸送機が任務飛行を無事に終え、基地に帰還してくる瞬間で、「今日も良く飛んでくれたな！」と思い、ホッとします。

着陸後は、翌日の任務のため直ちに整備に取り掛かりますが、いつの間にか真っ暗な夜中だったなんてことは日常茶飯事。また、クウェートでの整備作業は工具や整備器材も十分ではありませんが、整備環境が整っていない分、自分たち整備員は“ガッツ”と“アイデア”で問題などを克服し、日々、愛機をイラクの空へ送り出しています。今後も整備員のスキルをさらに磨き、万全の態勢で、日本の国際平和協力活動に関する任務に臨んでいきたいと思っています。



機体の整備業務について調整する野村2曹



会談において、これまでのわが国の対応を高く評価した。また、サウジアラビア王国の国防航空相兼総監察官のスルタン皇太子殿下は、同年4月の小泉総理（当時）との

会談において、イラクの復興と安定に対する日本の貢献を評価するとともに謝意を表明した。

### 3 国際テロ対応のための活動

#### 1 国際社会の取組

01（平成13）年の9.11テロ以降、国際社会は、軍事のみならず、外交、警察・司法、情報、経済などのさまざまな分野において「テロとの闘い」を続けてきている。しかしながら、アルカイダなど国際テロ組織の関与が疑われるテロ事件<sup>1)</sup>が世界各地で引き起こされるなど、テロの脅威は依然として存在しており、その撲滅には国際社会の一致した長期にわたる取組が必要である。

中でも、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯には、アルカイダなどの活動拠点が存在しているといわれ、ま

た、アフガニスタンが依然としてテロリストの資金源となる麻薬の生産拠点にもなっていることから、米軍をはじめとする各国は、アルカイダやタリバーン勢力の掃討作戦（「不朽の自由作戦」(OEF)）を実施している。  
Operation Enduring Freedom

（図表Ⅲ-3-1-5 参照）

これらの地域では、多くの国がアフガニスタン本土におけるOEFに部隊などを派遣し（本年5月現在）、陸上での掃討作戦などテロを取り締まる活動を実施しているが、テロリストや麻薬、武器などの密輸に関与しているグループなどの一部は、山岳地帯などを経由して、海上に逃

図表Ⅲ-3-1-5 テロリストの拡散とOEFの概要（イメージ）



1) バリ（05年10月）、ヨルダン（アンマン、05年11月）、アルジェ（07年12月）

れるとともに、船舶などを利用して、中東やアフリカ、ヨーロッパ、東南アジアなど広範に移動し、活動を行っていると思われる。

このようなテロリストや武器・弾薬、資金源となる麻薬などの海上輸送を阻止、抑止するため、インド洋において海上阻止活動が行われており、現在、欧米諸国やパキスタンなどの艦艇が活動している。これらの艦艇は、不審な船などに対する無線照会や乗船検査を行い、大量の麻薬や小銃・携帯用対戦車ロケットなどを発見・押収するなどの成果をあげている。

また、国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床にしないとの観点から、国際治安支援部隊 (ISAF) International Security Assistance Force による活動などにより、治安の維持や復興支援を行っている<sup>2</sup>。

## 2 わが国の取組

国際社会が一致して「テロとの闘い」を進めている中で、わが国としても、各国と連携しつつテロ対策を強化する必要があり、多様な分野での取組<sup>3</sup>を行ってきている。

その中でも、インド洋において海自が行っている補給活動は、この海域で各国艦艇が海上阻止活動を実施する上での重要な基盤となっており、国際社会からも高い評価を受けている。海上阻止活動には、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどのほか、イスラム教国であるパキスタンも参加しており、昨年9月に採択された国連安全保障理事会決議第1776号においては、この海上阻止活動を含む不朽の自由作戦への多くの国の貢献に対して評価が表明されている。

わが国は、01 (平成13) 年12月以降インド洋において、不朽の自由作戦の海上阻止活動に参加している各国の艦艇に対する燃料および水の補給を行ってきたが、この補給活動により、各国艦艇は燃料補給のために港に戻ることなく広範な海域において活動を継続することが可能となっている。また、洋上での補給活動は、補給を行う船



インド洋上において海自艦艇から補給支援を受ける  
パキスタン艦艇

と補給を受ける船が、並んで航行しながら実施するもので、高い技術と能力が必要とされるが、このような洋上での補給を長時間、安定的に供給できる国は限られており、海自による洋上での補給は、わが国に相応しい貢献であると言える。同時に、こうした海自の活動は、この地域の平和と安全に貢献し、資源の多くを中東地域に依存するわが国の国益にも資するものである。

約6年にわたって旧テロ対策特措法に基づき実施してきた海自による洋上での補給活動は、各国からも大きな評価を受け、活動の継続が強く望まれたものであったにもかかわらず、昨年11月に同法が失効したことにより、補給活動を一旦中断せざるを得なくなったが、上記のような観点から、本年1月、国会において補給支援特措法が成立したことを受けて、防衛省・自衛隊として速やかにインド洋に海自艦艇を派遣し、2月以降再び補給活動を実施している。

## 3 補給支援特措法と実施計画の概要

### (1) 目的

この法律は、①わが国が旧テロ対策特措法に基づき、テロ対策海上阻止活動を行う諸外国の軍隊などに対して実

2) 本年6月現在、アフガニスタンを再びテロの温床としないとの観点から、40か国がアフガニスタンの治安維持を通じて、アフガニスタン政府の支援を行うISAFに参加している。

3) わが国は、出入国管理、テロ関連情報の収集・分析、ハイジャックなどの防止対策、NBC (核・生物・化学) 攻撃への対処、国内重要施設の警戒警備、テロ資金対策などの分野を中心にテロなどの未然防止に関する諸施策などを推進している。さらに、政府は04 (平成16) 年12月に、16項目の具体的措置を含む「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、紛失盗難旅客情報の国際的共有、出入国管理の強化、スカイ・マーシャルの導入、外国人宿泊客の本人確認強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理強化、情報収集能力の強化などに取り組んでいる。

4) 昨年9月19日に採択された国際治安支援部隊 (ISAF) を本年10月13日まで延長することを主な内容とする安保理決議。この決議において、「不朽の自由作戦」(OEF) への各国の貢献に対する評価が表明された。

施した海上自衛隊による給油などの協力支援活動が、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に貢献し、国連安保理決議第1776号<sup>4</sup>においてその貢献に対する評価が表明されたこと、②9.11テロ攻撃による脅威がいまだ除去されていない現状において、安保理決議第1368号、第1373号などがすべての国連加盟国に対し国際的なテロリズムの行為の防止などのために適切な措置をとることを求めていることを受けて、国際社会が国際的なテロリズムの防止・根絶のための取組を継続し、その一環として、諸外国の軍隊などがテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行っていること、③安保理決議第1776号において当該活動の継続的な実施の必要性が強調されていることにかんがみ、テロ対策海上阻止活動<sup>5</sup>を行う諸外国の軍隊などに対し補給支援活動<sup>6</sup>を実施することにより、わが国が国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与し、もってわが国を含む国際社会の平和と安全の確保に資することを目的とする。

## (2) 基本原則

ア 政府は、補給支援活動を適切かつ迅速に実施することにより、国際的なテロリズムの防止・根絶のための国際社会の取組にわが国として積極的かつ主体的に寄与し、もってわが国を含む国際社会の平和および安全の確保に努めるものとする。

イ 補給支援活動の実施は、武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならない。

ウ 補給支援活動は、次の地域で行う。

(ア) わが国領域

(イ) 現に戦闘行為<sup>7</sup>が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる次の地域。

a 公海（インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）

およびわが国の領域とインド洋との間の航行に際して通過する海域に限る。）およびその上空

b 外国（インド洋またはその沿岸に所在する国およびわが国の領域とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に限る。）の領域（当該外国の同意がある場合に限る。）

エ 内閣総理大臣は、補給支援活動の実施にあたり、実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

オ 関係行政機関の長は、補給支援活動の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

## (3) 実施計画

ア 内閣総理大臣は、あらかじめ、補給支援活動に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

イ 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

(ア) 補給支援活動の実施に関する基本方針

(イ) 補給支援活動を実施する区域の指定に関する事項

(ウ) 補給支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊などの規模および構成並びに装備並びに派遣期間

(エ) 自衛隊がその事務または事業の用に供しまたは供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊などに譲与する場合には、その実施にかかわる重要事項

(オ) 補給支援活動の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

(カ) その他補給支援活動の実施に関する重要事項

## (4) 国会との関係

ア 国会報告

内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(ア) 実施計画の決定または変更があったときは、その内容

5) テロ対策海上阻止活動とは、諸外国の軍隊などが行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器などの移動を国際的協調の下に阻止しおよび抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動をいう。

6) テロ対策海上阻止活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動にかかわる任務に従事する諸外国の軍隊などの艦船に対して実施する自衛隊に属する物品および役務の提供（艦船もしくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油または給水を内容とするものに限る。）にかかわる活動をいう。

7) 戦闘行為とは、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷または物を破壊する行為をいう。

(イ) 補給支援活動が終了したときは、その結果

イ 国会承認

本法律においては、①活動の種類および内容を補給のみに限定、②派遣先の外国の範囲を含む実施区域の範囲についても法定した結果、補給支援特措法が国会審議を経て可決・成立すれば、その活動の実施に当たり重ねて国会承認を求めるまでの必要はないと考えられたため、国会承認にかかわる規定は置かれていない。

(5) 武器の使用

ア 補給支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊などの自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員もしくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命または身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。

イ 武器の使用は、現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命または身体に対する侵害または危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

ウ 当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえって生命もしくは身体に対する危険または事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項および次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

エ 武器の使用に際しては、刑法の正当防衛、緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(6) 期限

施行の日から1年を経過した日に、その効力を失う。ただし、1年以内の期間を定めて延長することができる。

(図表Ⅲ-3-1-6 参照)

参照 > 資料48 (P373)

4 海上自衛隊の部隊による補給支援活動

海自は、補給支援特措法に基づき、本年1月24日に横

図表Ⅲ-3-1-6

旧テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要と補給支援特措法に基づく対応措置に関する実施計画の概要

旧テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要

実施事項	実施概要
協力支援活動	①補給（艦船による艦船用燃料など及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給） ②輸送（艦船による艦船用燃料などの輸送、航空機による人員・物品の輸送） ③その他（修理と整備、医療、（国内での）港湾業務）
捜索救助活動	協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊などが遭難者を発見し、又は、遭難者の捜索救助を米軍などから依頼された場合には、インド洋とその上空に属する、協力支援活動、被災民救援活動を行う区域の範囲で捜索救助活動
被災民救援活動	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請に基づく、生活関連物資の UNHCR への提供



補給支援特措法に基づく補給支援活動に関する実施計画の概要

実施事項	実施概要
補給支援活動	艦船もしくは艦船に搭載する回転翼航空機の燃料油の給油または給水

須賀基地から護衛艦「むらさめ」が、同年1月25日に佐世保基地から補給艦「おうみ」がそれぞれ出港し、2月21日インド洋上において補給活動を再開した。補給支援活動においては、テロ対策海上阻止活動に参加する各国の艦船に対し、艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料および水の補給を行っており、本年6月30日現在、艦船用燃料が32回、艦艇搭載ヘリコプター用燃料が7回、水が11回である。

また、海自部隊が旧テロ対策特措法に基づき行った艦船用燃料の補給は、794回である。

(図表Ⅲ-3-1-7 参照)

図表Ⅲ-3-1-7 艦艇派出状況表（昨年7月から本年6月まで）

年・月		19年						20年					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
補給艦	おうみ						1/25派遣★						☆6/3帰国
	ましゅう										4/20派遣★		
	はまな												
	ときわ												
護衛艦	むらさめ						1/24派遣★						☆6/4帰国
	いかづち										4/20派遣★		
	すずなみ												
	きりさめ												
指揮官													

**【凡例】**  
 赤表示：補給支援特措法に基づく活動  
 紫表示：旧テロ対策特措法に基づく活動

なお、補給支援活動の実施にあたっては、わが国が補給した燃料などが、補給支援特措法の趣旨に沿って適正に使用されるように、以下の措置をとっている。

**(1) 交換公文の締結**

旧テロ対策特措法下における補給活動を行うに際し、わが国は補給対象国との間で交換公文を締結していたが、今回改めて補給対象国との間で交換公文を締結<sup>8</sup>することとした。

交換公文には、補給支援特措法の目的を新たに明記し、海自部隊による燃料などの補給が同法に従って行われるものであることを一層明確にするとともに、わが国政府と相手国政府が交換公文の効果的な実施のために協議する旨規定している。

さらに、このような交換公文の内容については、締結までの間の調整過程において各国に繰り返し説明を行い、各国も十分理解した上で締結している。

**(2) バーレーンの連絡官による確認作業**

バーレーンのコアリション司令部に派遣された海上自衛隊の連絡官が、補給の都度、補給対象艦船の行動予定などを把握しながら、当該艦船が補給支援特措法に規定するテロ対策海上阻止活動にかかわる任務に従事しているかを確認することとしている。

さらに、その際には、補給日時、補給対象艦船の名称・配属部隊、補給量や今後の活動予定などの確認事項について定型化されたフォーマットに記入し、記録することとしている（これまで行われてきた確認を文書化）。

また、補給の実施の適否について、現地部隊での判断が困難な場合には、防衛大臣が最終的に判断することとしている。

**5 日本の活動に対する評価**

わが国の国際テロ対応のための活動に対し、カルザイ・アフガニスタン大統領は、06（平成18）年7月、衆議院

8) 本年2月に米、英、パキスタン、仏、独の5か国と交換公文を締結した。また、3月にはカナダと、4月にはニュージーランドと交換公文を締結した。

テロ・イラク特別委員会委員との懇談において、「海上自衛隊の活動は、作戦行動全体にとって不可欠な役割を担っていると考える。日本が行う給油活動は、日本のためであり、国際社会のためであり、アフガニスタンのためである。」と評価したほか、昨年8月、ムシャラフ・パキスタン大統領は小池防衛大臣（当時）との会談において、「日本の補給活動はテロ対策活動を継続する上で不可欠である。」と評価した。また、同年8月、国連事務総長は町

村外務大臣（当時）との電話会談において「国際社会とともにテロとの闘いを進めていくことが重要である。」と述べた。また、活動の再開にあたっては、国連事務総長は「補給支援活動はアフガニスタンの治安部隊とともに、アフガニスタン政府にとって、アフガニスタン国民に安全と発展をもたらすための助けとなっている。」と日本の活動再開を評価している。

## 4 国連平和維持活動（PKO）などへの取組

国際連合（国連）は、地域紛争への対処として、停戦合意成立後の紛争の再発防止のため、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などの国連平和維持活動（PKO）を行っており、本年5月末現在、全世界で17のPKOミッションを展開している。

（図表 I-2-9-1 参照）

また、紛争や大規模災害などによる被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各

国により、救援や復旧活動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任にふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的な面でも協力をしている。

防衛省・自衛隊は、国際的な安全保障環境の改善のため、このような活動に対して部隊などを派遣し、国際平和協力業務に積極的に取り組んでいる。

### 1 国際平和協法力の概要など

92（平成4）年6月に成立した国際平和協法力は、①国連平和維持活動<sup>1</sup>、②人道的な国際救援活動<sup>2</sup>、③国際的な選挙監視活動の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備し、もってわが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（いわゆる参加5原則）が規定されている。



なお、同法では、当初自衛隊の部隊による平和維持隊のいわゆる本体業務<sup>3</sup>については、「凍結」されていたが、平和維持隊の後方支援業務における着実な実績と経験に基づく、国内外の期待の高まりを受け、01（同13）年12月



江渡前防衛副大臣臨席のもと中央即応集団司令官（当時）から隊旗を授与されるゴラン高原派遣輸送隊長

- 1) 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動
- 2) 国連決議またはUNHCRなどの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関または各国が行う活動
- 3) ①武力紛争の停止の遵守状況、軍隊の再配置、撤退、武装解除の監視、②緩衝地帯などにおける駐留、巡回、③武器の搬入・搬出の検査、確認、④放棄された武器の収集、保管、処分、⑤紛争当事者が行う停戦線などの境界線の設定の援助、⑥紛争当事者間の捕虜交換の援助を、いわゆる「本体業務」と呼んでいる。

図表Ⅲ-3-1-8 国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（参加5原則）

 	1 紛争当事者間で停戦の合意が成立していること
	2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動および当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
	3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
	4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
	5 武器の使用は、要員の生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られること

の国際平和協力法改正により、凍結されていた平和維持隊本体業務への部隊参加が解除された。

(図表Ⅲ-3-1-8・9 参照)

## 2 国連ネパール政治ミッション (UNMIN : United Nations Mission in Nepal)

### (1) UNMINへの派遣の経緯など

ネパール政府とマオイスト（ネパール共産党毛沢東主義派）は政権奪取を目的とした内戦状態であったが、06（平成18）年5月、新政府誕生による累次和平交渉により、同年11月「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名、その後、紛争終結を含む包括和平合意が成立した。

ネパール政府からの要請および事務総長勧告に従い、昨年1月24日（日本時間）、国連安保理決議第1740号によりUNMINが設立された。本年4月には、ネパールの制憲議会選挙が実施され、7月には、ネパール政府からの更なる要請を受け、UNMINの活動は来年の1月23日まで延長された。

ネパールは中国とインドに挟まれた要衝に位置し、同国の安定は、周辺地域全体の安定にとって重要であることから、同国を巡る平和と安定を求める崇高な努力が行われている中、わが国が、アジアの一員として、人的にも貢献を行うことは重要である。わが国は、国連から、UNMINへの軍事監視要員の派遣を要請され、昨年3月27日、閣議により派遣を決定し、同年3月30日から陸上自衛官6名を派遣しているほか、現地関係機関などと連絡調整・情報収集を行うため防衛省および内閣府国際平和協力本部事務局から連絡調整要員をそれぞれ2名派遣している。なお、本年3月に、第2次軍事監視要員6名が

図表Ⅲ-3-1-9 自衛隊による国際平和協力業務

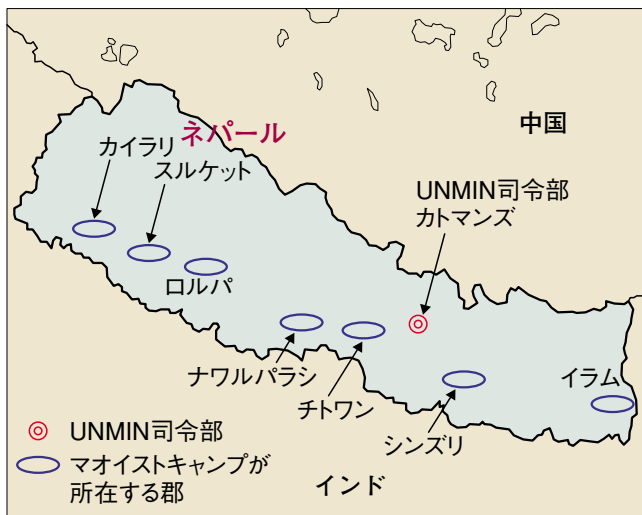
期 間	国際平和協力業務 (業務区分)	地 域
92年 9月～ 93年 9月	カンボジア (国連平和維持活動)	東南アジア
93年 5月～ 95年 1月	モザンビーク (国連平和維持活動)	アフリカ
94年 9月～ 94年12月	ルワンダ (人道的な国際救援活動)	アフリカ
96年 2月～	ゴラン高原 (国連平和維持活動)	中 東
99年11月～ 00年 2月	東ティモール (人道的な国際救援活動)	東南アジア
01年10月	アフガニスタン (人道的な国際救援活動)	中央アジア
02年 2月～ 04年 6月	東ティモール (国連平和維持活動)	東南アジア
03年 3月～ 03年 4月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
03年 7月～ 03年 8月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
07年 3月～	ネパール (国連政治ミッション)	南アジア

赤太枠：現在活動中の国際平和協力業務

第1次軍事監視要員と交代し、引き続き軍事監視任務を継続している。

(図表Ⅲ-3-1-10 参照)

図表Ⅲ-3-1-10 国連ネパール政治ミッションにおける軍事監視要員配置場所



※カトマンズの司令部を拠点に、マオイストキャンプなどに交代で配置される。

### (2) 派遣隊員の活動

派遣隊員は、UNMINにおいて、7か所のマオイストキャンプおよびネパール国軍の兵舎において、武器および兵士の管理などを行っている。

今般のUNMINへの軍事監視要員の派遣にあたっては、国連の規定に従い、武器は携行していない。また、今までの自衛官の派遣が部隊とともに停戦監視要員や司令部要員として派遣されたのとは異なり、軍事監視要員のみが個人単位で派遣されている。今回の活動を通じ、陸上



UNMINにおいて武器の管理状況を点検する陸自隊員

自衛官の高い規律心・責任感、リーダーシップ、誠実な職務の遂行などは、現地の国連、諸外国のUNMIN軍事監視要員などから高く評価されている。

## 3 ゴラン高原国際平和協力業務

### (1) UNDOFへの派遣の経緯など

ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）は、United Nations Disengagement Observer Force 停戦に合意したシリアとイスラエルの間を設定された兵力引き離し地域（AOS）Area of Separationに展開し、両国間の停戦監視および兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務とする国連平和維持活動であり、自衛隊はこの活動の中で後方支援活動を実施している。

（図表Ⅲ-3-1-11・12 参照）

本活動への参加は、中東和平のための国際的努力に対するわが国の人的な協力としての意義を有しているほか、国際平和協力活動にかかわる人材養成としての意義も有する。

政府は95（平成7）年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96（同8）年2月に、第1次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣してきたが、要員の交代だけを行い、部隊を維持する方式に変更し、本年2月にゴラン高原派遣輸送隊を新たに編成、本年5月末現在、第25次要員が派遣されている。



UNMINにおいて活動地域へ移動する陸自隊員



# COLUMN

VOICE

解説

Q&A

## 国連ネパール政治ミッション（UNMIN）で勤務した隊員の声

中央即応集団司令部付 ネパール国際平和協力隊長（1次要員）

1等陸佐

いしばしかつのぶ  
石橋克伸

（現所属：陸上自衛隊幹部学校付）

私は、全国から集まった陸上自衛官5名とともに、平成19年3月31日から約1年間、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に軍事監視要員として参加し、約80か国から派遣された軍事監視要員やネパールの仲間たちと一緒にあって、武器や兵士の管理・監視業務を行ってきました。

現地における主な活動としては、マオイスト軍やネパール国軍のキャンプに入り、武器の保管と彼らの活動を監視することでした。マオイスト軍の監視にあたっては、他国の軍事監視要員3～5名やびネパール人通訳たちと一緒にマオイスト軍キャンプ内に宿泊して勤務しました。活動当初は、宿泊・業務施設なども十分に整備されておらず、40度を超える気温の中、テント内で蚊に悩まされながらの勤務でしたが、徐々にプレハブ施設などが整備され、快適とは言えないまでも、何とか1～2週間は耐えることができる環境が整備されていきました。しかし、もっとも大変だった事は、生まれ育

った環境、宗教、価値観などが異なる仲間との共同生活でした。たとえば、赤道直下から来た要員と北極の近くから来た要員では暑さの感じ方もまったく異なるし、宗教によっては同じ食事をとることもできません。業務要領にしても、計画的に行動する者もいれば、計画を立てず現場の状況に応じて対応するという者もいます。軍事監視要員達は、各国の代表、国連の一員として分別を持って活動していますが、時には、誤解が生じたりすることもあり、生活そのものの困難さに加え、様々な人間関係も大きなストレスになっていました。しかしながら、日本人の特性である謙譲や和を大切にする行動は、よい雰囲気作りに役立っていたと思います。また、任務に忠実で、約束や時間を守る姿勢、自衛隊で養った業務遂行能力も相まって、UNMIN内では日本人の活動は高く評価され、現地では指導的な役割を果たしていました。

我々の活動は、日本に課せられた国際社会の義務を現地において果たすという意味において意義のあるものであったと考えていますが、日本人の素晴らしさをネパールや世界にアピールするという点でも、多少の貢献ができたのではないかと感じています。

注：マオイスト＝ネパール共産党毛沢東主義派の通称



他国のUNMIN要員と調整する石橋 1佐（左から2番目）

### (2) 自衛隊の活動

派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な日常生活物資などを、イスラエル、シリア、レバノンの港湾、空港、市場などから各宿営地まで輸送しているほか、雨や雪でぬかるみ状態になる道路の補修や、標高2,800メートルを超える山岳地帯での除雪作業などの後方支援業務を行っている。さらに、06（同18）年3月からカナダ隊に代わって任務についたインド部隊などと同一宿営地に居住し、隊

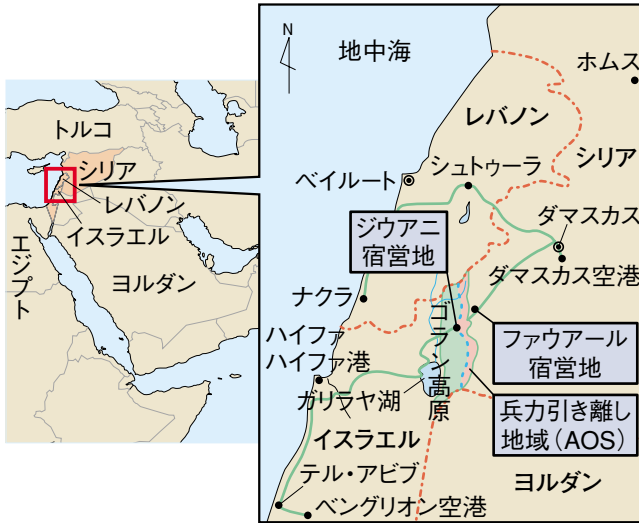
員の給食業務などを共同で行っている。

空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のため、輸送機（C-130H）や多用途支援機（U-4）を半年に1度の割合で派遣している。

UNDOFの司令部には、自衛官2名が派遣され、輸送などの後方支援分野に関する企画・調整やUNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、本年5月末現在、

第13次の司令部要員がUNDOFの司令部に派遣されている。  
わが国からのUNDOFへの派遣期間は、当初、2年をめ

図表Ⅲ-3-1-11 ゴラン高原周辺図



(注) 〓は輸送部隊の主要なルート

どとされていたが、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、中東和平への人的協力の重要性などを考慮し現在も派遣を継続しており、これまでの間に、ゴラン高原派遣輸送隊として25次にわたってのべ約1,100人の隊員を派遣し、貢献を重ねてきている。

ここで得られた経験は、ほかのPKOやイラク復興支援活動などの基盤を育成してきたといえる。

#### 4 国連スーダンミッション (UNMIS : United Nations Mission in Sudan)

スーダンにおいては、05 (平成17) 年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動が南北包括和平合意 (CPA) Comprehensive Peace Agreement に署名し、これを受けて設立された国連スーダンミッション (UNMIS) がCPA履行支援、停戦監視などを行っている。UNMISは、停戦監視などを行う軍事部門に加え、選挙支援や人道支援調整を行う文民部門を有し、その規模は約1万人近くに及ぶ多機能かつ大規模な国連平和維持活動である。

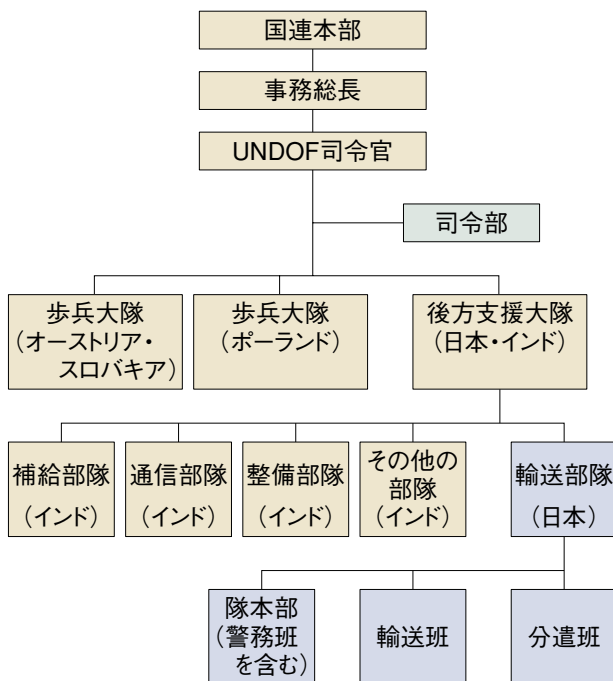
本年6月、福田総理は潘基文<sup>バン・ギムン</sup>国連事務総長と会談し、終了後の共同記者発表において、UNMIS司令部要員として自衛隊員を派遣することを表明した。現在、政府内において、派遣に向け、具体的準備を進めている。

#### 5 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

00 (平成12) 年、国連は、国連平和維持活動を含む平和活動に関するあらゆる問題の見直し・検討を行うために国連平和活動検討パネル<sup>4</sup>を設置した。このパネルで、国連本部の平和維持活動支援能力を強化するため、平和維持活動局 (国連PKO局) の人員増強などが勧告されたことを受け、国連は同局職員の増員を行った。

これらを踏まえ、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとの観点から、01 (同13) 年11月、国連PKO局に防衛庁 (当時) の職員を派遣するため「国際機関などに派遣される防衛庁の職員の処遇などに関する法

図表Ⅲ-3-1-12 UNDOFの組織



4) 00 (平成12) 年、アナン国連事務総長 (当時) より、平和活動に関する国連の能力強化のための方策について勧告を行うよう要請を受けて設置された検討パネルをいう。委員は、ブラヒミ元アルジェリア外相 (委員長)、志村津田塾大学学長ほか全10名で構成

律（平成7年法律第122号）」（当時）（防衛庁派遣職員処遇法（当時））が改正され、02（同14）年12月から、陸上自衛官1名を、米国にある国連PKO局軍事部軍事計画課に

派遣し、各種のPKOの方針や計画策定などに参画するなど活躍している。

## 5 国際緊急援助活動への取組

防衛省・自衛隊は、人道的な貢献や国際的な安全保障環境の改善の観点から、国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素より陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）に対して事前に作成した計画に基づき、任務に対応できる態勢を維持させている。また、派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえ、陸・海・空自の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

（図表Ⅲ-3-1-13 参照）

参照 > 資料49 (P374)

### 1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87（昭和62）年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）」（国際緊急援助隊法）を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となり、これ以来、自衛隊は、現地で移動、宿泊、給食、給水、通信、衛生などの支援が受けられない場合でも、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を活かし、自己完結的に救助活動、医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

### 2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを実施する

図表Ⅲ-3-1-13  
自衛隊による国際緊急援助活動など

期 間	国際緊急援助活動など	地 域
98年11月～ 98年12月	ホンジュラスのハリケーンに際しての国際緊急援助活動	中南米
99年 9月～ 99年11月	トルコ北西部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中近東
01年 2月	インド地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
03年12月～ 04年 1月	イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中 東
04年12月～ 05年 3月	インドネシア・スマトラ島沖大規模地震およびインド洋津波に際しての国際緊急援助活動	東南 アジア
05年 8月	ロシア連邦カムチャツカ半島のロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動	北太平洋
05年10月～ 05年12月	パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
06年 6月	インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動	東南 アジア

ことができる。このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なったものになる。06（平成18）年5月のインドネシア・ジャワ島中部で発生した大規模地震においては、インドネシア政府からの要請を受け、自衛隊が現地において医療支援を行い、のべ約3,800名を診療するとともに、約1,700名への予防接種、4,300㎡の防疫を行った。

陸自は、医療、輸送の各活動やこれらに給水活動を組み合わせた活動をそれぞれ自己完結的に行えるよう、中央即応集団および各方面隊（6か月ごとに持ち回り）が任務に対応できる態勢を維持している。

また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や同部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

## COLUMN

VOICE

解説

Q&A

### 陸軍兵站実務者交流に参加した隊員の声

陸上幕僚監部 装備部

2等陸佐

はままつやすひろ  
濱松泰広 (現所属：監理部)

陸上幕僚監部(装備部)は、昨年12月3日～7日の間、市ヶ谷駐屯地などにおいて、初参加のインド、インドネシアを含むアジア・太平洋地域9か国から過去最大となる10名の兵站実務者(米国は陸軍、海兵隊から参加)を招へいして、陸上自衛隊(中央即応集団、研究本部、補給統制本部、幹部学校、小平学校)および統合幕僚監部などからの参加を得て、「陸軍兵站実務者交流(MLST: Multilateral Logistics Staff Talks)」を開催しました。今回で11回目を迎える本事業は、近年アジア・太平洋地域で頻発している大規模自然災害を受け、「国際的な災害派遣活動における兵站協力」をテーマとし、各国の災害派遣活動における兵站支援体制について情報および意見の交換を行い、相互理解の促進と信頼醸成の獲得を目指しています。

会議は、国際的な災害派遣活動の経験に基づき各国参加者から概要説明を受けた後、兵站協力に関するグループ討議を行って、他国軍との協力枠組み、効率的な情報共有施策、戦略輸送力の確保について認識を共有するとともに、今後の課題について討議しました。部隊研修では東部方面隊を訪問し、陸上自衛隊の兵站支援態勢を現地で確認しながら意見を交換しました。

私は平成17年度から3年間、MLSTにかかわってきましたが、会議準備間には、文化・風習などの異なる各国参加者と電話・メールによる事前調整が予定通りに進まなかった時もあり、各国所在の日本大使館付防衛駐在官にご協力を頂きながら、会議の内容から管理事項まで調整してきました。参加者が日本に到着後は、我々との意見交換、参加者相互の親睦は素晴らしいもので、国は違っても同じ陸軍種の兵站実務者として共感できる点が多く、すぐにうち解け合い信頼関係を深めることができました。約1週間の会議を終えて参加者を成田空港で見送る時は、事業を成功裡に終えられる達成感と同時に、親交を深めた参加者と別れる寂しさが入り交じり、会議を企画した者として本当に貴重な経験をできたと実感しました。

MLSTは、各国の兵站実務者が必要とするテーマを話し合うため東京に一同に会し、アジア・太平洋地域のヒューマンネットワークを構築することにより、将来の国際平和協力活動において真に役立つ相互理解と実効的な兵站協力を可能にする効果があります。各国参加者の会議に臨む参加意欲も年々高まっています。今後もMLSTは成果をさらに発展させ、防衛交流の重要な一役を担うものと期待しています。

※ 昨年度参加国：オーストラリア、インド、インドネシア、大韓民国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、アメリカ



会談において概要説明を行う濱松2佐



参加者によるブリーフィング